

新潟市への
Uターン・Iターンを
考えている方へ

テレワーク移住を
考えている方へ

新潟市移住支援事業

東京圏※ 埼玉 千葉
東京 神奈川 から

新潟市への移住で

1000 万円 **交付**

2人以上の世帯は100万円、単身者は60万円の交付。

18歳未満の世帯員とともに移住した場合は18歳未満の者1人につき100万円を加算。

(※)東京23区外から移住された場合は、東京23区内へ通勤していたことが条件です。

U・TURN
I・TURN



おかえり

ようこそ

NIIGATA CITY

対象要件は裏面を
ご確認ください

以下の要件を満たす移住で

100万円の交付

1. 移住元に関する主な要件

- 住民票を移す直前の10年間のうち、**通算5年以上、東京23区内に在住** 又は **東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤していたこと**
- 住民票を移す直前に、**連続して1年以上、東京23区内に在住** 又は **通勤していたこと**

※条件不利地域についてはHAPPYターンサイトの移住支援金のページをご確認ください。

東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

2. 転入先に関する主な要件

- 1 移住支援金の申請時に、新潟市に住民票を移して **転入後1年以内** であること
- 2 移住支援金の申請日から5年以上、新潟市に継続して居住する意があること など

※申請日から**3年未満**で新潟市から転出した場合、移住支援金の**全額返還**が求められます。

※申請日から**3年以上5年以内**で新潟市から転出した場合、移住支援金の**半額返還**が求められます。

3. 仕事等に関する主な要件 就業 専門人材 起業 テレワーク 関係人口 のいずれかの要件を満たすこと

就業の場合

- 1 就業先が、新潟県の「**企業情報ナビ**」内の**マッチングサイト**に移住支援金の対象として掲載している求人で**新規雇用**であること
- 2 **週20時間以上の無期雇用契約**に基づいて移住支援金の対象法人に就業していること
- 3 当該法人に、移住支援金の申請日から**5年以上、継続して勤務する意思**があること など

「企業情報ナビ」内マッチングサイト



<https://www.niigata-kigyo-navi.jp/>

専門人材の場合

- **プロフェッショナル人材事業** 又は **先導的人材マッチング事業**を利用した**就業**で**新規雇用**であること
- **週20時間以上の無期雇用契約**に基づいて就業していること など

起業する場合

- 新潟県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の**交付決定を受けている**こと

テレワークの場合

- **所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住**した場合であって、**移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う**こと
- **週20時間以上**テレワークを実施していること など

関係人口の場合

- **新潟市に移住する前**に、新潟市や新潟市の地域の人々と、関りを有する者であり、次のいずれかの事項に該当すること
 - ▶ **農林水産業に就業していること**
 - ▶ **家業等へ就業していること**

※「起業する場合」以外の要件は、申請日から**1年以内**に支援金の**対象の職を辞した場合**、移住支援金の**全額**又は**半額**の返還が求められます。

上記の要件を満たした場合に限り、**2人以上の世帯は100万円、単身者は60万円**の交付があります。

18歳未満の世帯員とともに移住した場合は18歳未満の者1人につき**100万円**を加算。

※申請書の受付は、各年度4月～2月(3月は申請不可)

※上記以外の要件については、ホームページにてご確認ください。 <https://iju.niigata.jp/ijushienkin>

このチラシについての
お問い合わせ

新潟市 雇用・新潟暮らし推進課 ☎025-226-2149

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5F [メールアドレス] koyo@city.niigata.lg.jp

事業の詳細・申請書の
ダウンロードは
こちらから

